

令和6年蘭越町議会第3回定例会会議録

○開会及び閉会

令和6年 9月17日

開 会 午前10時00分

延 会 午後 2時41分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

3番 淀谷 融 5番 金安 英照

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	農林水産課主幹	木村 恭史
教育次長	梅本 聖孝		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明

日程第4	一般質問	金安 英照 北山 正一 赤石 勝子
日程第5	同意第1号	蘭越町教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて
	同意第2号	蘭越町教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて
日程第6	同意第3号	蘭越町固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることにつ いて
日程第7	同意第4号	後志公平委員会委員の選任につき同 意を求めることについて
日程第8	議案第1号	蘭越町子ども医療費助成条例の一部 を改正する条例
日程第9	議案第2号	蘭越町重度心身障害者及びひとり親 家庭等の医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例
日程第10	議案第3号	蘭越町精神障害者医療費の助成に関 する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第4号	令和6年度蘭越町一般会計補正予算 (第4号)
日程第12	議案第5号	令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣自 業特別会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第6号	令和6年度蘭越町簡易水道事業会計 補正予算(第1号)
日程第14	認定第1号	令和5年度蘭越町一般会計歳入歳出 決算の認定について
	認定第2号	令和5年度後志公平委員会特別会計 歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	令和5年度蘭越町地域振興事業特別 会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	令和5年度蘭越町国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	令和5年度蘭越町後期高齢者医療特

認定第6号	別会計歳入歳出決算の認定について 令和5年度蘭越町介護保険サービス 事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
認定第7号	令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事 業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて
認定第8号	令和5年度蘭越町特産品開発事業特 別会計歳入歳出決算の認定について
認定第9号	令和5年度蘭越町簡易水道事業会計 決算の認定について
認定第10号	令和5年度蘭越町農業集落排水事業 会計利益の処分及び決算の認定につ いて
日程第15	意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等 に関する意見書

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和6年第3回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

令和6年第2回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番淀谷議員、5番金安議員を指名いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

令和6年第3回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から19日までの3日間といたします。

なお、18日は休会といたしたいと思います。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどをお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から19日までの3日間とし、18日は休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3日間とし、18日は休会とすることに決定

いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第3回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第3回蘭越町議会臨時会が開催をされました8月9日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、8月18日、日曜日、午後3時から、この日は山村開発センターでまちづくり講演会が開催され、出席をいたしております。

長野オリンピック、スピードスケート男子500m、金メダリストの清水宏保さんを講師にお招きし、スポーツを通じての人間力の可能性、健康への歩みをテーマに講演を行っていただきました。

講演会では、清水さんの豊富な経験と、専門的な知識に基づいたスポーツや、健康ビジネスに関するお話をいただいたほか、セラバンドと呼ばれるゴム製のトレーニング道具を使用したエクササイズの実演が行われました。

また、講演会の開催を記念し、清水さんから現役時代に使用したスケートブレードの寄贈を受けており、現在、役場内において展示を行っております。

8月20日、火曜日、午後2時から、この日はらぶちゃん街道安全運転を願う会が、国土交通省道路功労者表彰の北海道開発局長賞を受賞され、蘭越町役場で伝達式が執り行われ、遠藤小樽開発建設部長から志比川潤会長に感謝状が贈られました。

同会は10年間にわたり、蘭越町市街地区の国道5号線沿いの花植えやごみ拾い、また登校時間に合わせた通学路での啓発活動を継続されており、その活動が評価され、受賞されたものです。

贈呈式では、これまでの同会の活動に感謝するとともに、今後ますますの御活躍を願ってお祝いの言葉を送らせていただきました。

8月21日、水曜日、午前9時から、この日は本町が推進する花いっぱい運動に永年にわたり尽力され、町の環境美化の向上に貢献されました字黄金の林千恵さんに対し、功勞表彰を行いました。

林さんには、これまでの活動に敬意を表するとともに、健康には留意され、今後も町の環境美化の向上に協力くださるようお願いをいたしたところでございます。

2ページ、8月28日、水曜日、午前10時から、この日は北海道新幹線並行在来線対策協議会第17回後志ブロック会議が、倶知安町で開催され、出席をいたしております。

1年3か月ぶりに開催されたこの会議では、現在検討中のバス転換後の運行計画が北海道から示され、北海道新幹線札幌開業後は、長万部・小樽間の全9路線で8本から125本の代替バスが必要なことが明らかになりましたが、初めて会議に出席された北海道中央バス、ニセコバス及び道南バスからは、いずれも運転手不足が深刻で、路線を現行どおり運行するのも困難であり、示された運行計画の検討は、バス事業者として厳しいとの認識が示されたところでございます。

今後は、現在の既存バス路線も含めた運転手確保に向けた取組、将来の交通需要と、環境変化を捉えた地域交通の利便性と、持続的な路線の確保に資する運行計画の取りまとめ、新幹線開業後を見据えた地域の交通ネットワークの検討について、引き続き、バス事業者を含む交通事業者と協議が進められるとともに、新幹線の開業時期に係る動きや状況の変化等に応じ、適宜、ブロック会議が開催されることを確認をいたしたところでございます。

3ページ、9月4日、水曜日、午前9時30分から、この日は総合体育館で福祉スポーツ大会が開催され、激励の御挨拶をさせていただきました。

今年度48回目となったこの大会は、高齢者や障害をお持ちの方、母子寡婦の方など、選手76名が参加されました。

また、競技役員には社協会員さんをはじめとし、日赤婦人奉仕団、ボランティア連絡会など、各団体からの協力をいただき、参加された皆さんは、スポーツを通して相互交流を深められ、楽しい1日を過ごされておりました。

次に、主な農作物の生育出荷状況について、御報告を申し上げます。これまでの気象概況ですが、8月は高温で推移し、平均気温で平年より

プラス2.2度、最高気温でプラス1.9度となりました。

降水量は多く、平年の1.5倍、日照時間はやや少ない状況でした。

主な農作物の生育、出荷状況でございますが、水稻の生育は平年より4日早く、不稔歩合も平年並みとのことです。

穂数、1穂もみ数ともやや多いことから、稔実もみ数は平年比109%となりました。ほ場の軟弱傾向に加え、長かんであることから、一部で倒伏が見られますが、登熟期間が極端な高温でなかったため、被害粒の発生は少ないと見込まれます。

収穫は、昨年同様8月下旬から始まっており、平年より10日ほど早く、玄米バラ受調整施設は9月5日から受け入れを開始しております。

販売状況ですが、米不足により、町内での店頭から米がなくなりましたので、一部農家からいち早く新米を仕入れ、港、目名の直売センターで9月4日から販売を開始しております。

卸業者から仕入れる新米販売は9月16日の週から始まり、価格は5キロでゆめぴりか3,700円、ななつぼし3,100円で販売しております。

馬鈴薯ですが、早掘り用は収穫が8月下旬から終了しており、小玉傾向、一般用は小玉から回復し、平年並みに近づいているとのことです。

大豆の収穫は9月下旬ごろの見込みで、平年並みの生育とのことです。

秋小麦は7月中に収穫が終わり、平年並み、春小麦は8月中旬に収穫が終わり、昨年より若干収量が多いそうです。

メロンは、本町分受入数量は、8月19日現在1万3,552箱で前年同期の102.7%となっております。

販売状況については、7月上旬までで出回り数量が少なかったことにより、荷動きがスムーズだったことから、安定した単価で販売が続いておりましたが、海の日絡みの連休からお盆までは各産地出回り量が増加したことから、弱含みでの販売展開となりました。

中心規格は秀5玉、8キロ4,500円で、前年同期と比べ500円ほど安くなっております。

トマトは、本町分受け入れ数量は8月31日現在、384.3トンで、前年度同期の86.7%となっております。受け入れ数量は、昨年より安定した入荷が続き、日量16トンから18トンで増減を繰り返しておりますが、その後、曇天が続き、14トン前後の受け入れとなっております。

ます。

品質は秀品率がやや低いものの、全体的な評価は高い状況でございます。

販売状況については、東北産地が台風の影響で減少したことにより、出回り数量が全道的に少なく、相場も高くなっております。

今後の展開は、他産地が減り込む見通しから、強含みの展開予想です。

中心規格秀M4キロが2,400円から2,200円と、昨年同期と比べ300円ほど高くなっているとのことです。

以上で、主な農作物の生育、出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、汚職調査の妨害に対する国家賠償請求事件について、御報告を申し上げます。

本事件は、原告町内在住の野村和也氏が、被告蘭越町と、難波修二氏を相手に、チセヌプリスキー場の売却等に係る汚職調査に対し、理由なく原告の請求を拒絶し、繰り返し原告を侮辱または原告の名誉を毀損する行為を行ったことにより、甚大な時間的、精神的損害を受けたとして損害請求を求め、令和5年3月27日、札幌地方裁判所岩内支部へ訴状を提出したものです。

これまでの経過でございますが、昨年6月21日に第1回口頭弁論、8月2日に第2回、9月13日に第3回、12月6日に第4回の口頭弁論が札幌地方裁判所小樽支部で開かれました。

12月6日の第4回口頭弁論において、裁判所から判決を行うに審理は熟していることが述べられ、この日をもって審理は終結となり、令和6年1月24日に判決の言い渡しが行われました。

原告の野村和也氏の出頭がない中、裁判所から判決の主文として、1、原告の請求をいずれも棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とすると読み上げられ、事実及び理由の朗読は省略されました。

その後、代理人弁護士から裁判所からの判決文が郵送され、その中で請求棄却の理由として、町に対しては、被告蘭越町の職員から、国家賠償法1条1項に定める違法な行為があったとは認められないから、被告蘭越町に対する請求は完全に失当であると結論づけられております。

また、難波氏に対する請求については、難波被告は、公務員の職務の執行されたものが明らかであって、難波被告個人が損害賠償責任を負うことはないことから、被告難波に対する請求は失当であるなど、難波被

告に対する請求は完全に失当であると結論づけられ、結びに、原告の請求は理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のと通りの判決となっております。

原告野村和也氏からは、この判決を不服とし、2月6日に控訴状を提出し、2月8日に札幌地方裁判所小樽支部が受理しております。

5月28日、控訴審における第1回口頭弁論が、札幌高等裁判所で開かれ、控訴人は本人野村和也氏が出頭し、被控訴人は蘭越町と難波修二氏の代理人となる佐々木総合法律事務所の弁護士2名が出頭しております。

冒頭、裁判所から控訴人野村和也氏から提出された控訴状、控訴理由書、証拠説明書、また被控訴人から提出された答弁書について確認がなされ、これらの書面をもって本日で結審することを考えている旨、双方に伝えられました。

控訴人野村和也氏から控訴答弁書の内容に異議があること、原審で控訴人の主張を詳細に取り上げてもらってないこと、控訴審においても主張し尽くせていないことと、本日で結審することについて納得ができないものと異論が述べられました。

裁判所から控訴人野村和也氏に対して、控訴審の手続きで何を求めたいか確認を行いました。要するに、原審の判断への不満があるとの主張であることから、裁判所からはこれ以上の審理の必要性がないことが述べられ、本日をもって結審となりました。

7月30日、控訴審における判決の言い渡しが札幌高等裁判所で行われました。

裁判所からの結論として、控訴人野村和也氏からの請求は、いずれも理由がなく、原審の判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、判決の主文として、1、本件控訴はいずれも棄却する。2、控訴費用は控訴人の負担とすると結論づけられ、被控訴人蘭越町と難波氏の勝訴判決となっております。

なお、野村和也氏はこの判決を全部不服とし、8月13日に最高裁判所へ上告状を提起しております。

代理人弁護士から、最高裁判所の上告受理、不受理の判断に時間を要する、おおむね半年程度のことが多く、こちら側の対応としては、まずは最高裁判所が本件の上告状を受理する、受理しないの判断を待つてからの対応となるものと同っているところがございます。

以上、汚職調査の妨害に対する国家賠償請求事件についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

同意第1号、第2号については、蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでございますが、10月22日に任期満了となります委員につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第3号については、蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものでございますが、9月27日に任期満了となります委員について、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第4号については、後志公平委員会委員の選任につき同意を求めるものでございますが、10月31日に任期満了となります委員につきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第1号から第2号については、蘭越町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例ほか、関連する1本の条例について議決をお願いするものでございます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止されるため改正するものでございます。

議案第3号については、蘭越町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

マイナ保険証等を医療機関に提示することにより、受給資格証を提示する必要がないことから、関連条文を削除するものです。

また、助成申請を保護義務者だけじゃなく、助成対象者でも申請が行えるように、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号については、令和6年度蘭越町一般会計補正予算第4号でございまして、歳入歳出それぞれ4億3,503万3,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものについては、総務費では、行政法律相談業務委託料3万円、財政調整基金積立金3億4,000万円の追加など、合わせまして3億5,047万円の追加。民生費では、補装具費給付295万6,000円、子ども・子育て基金積立金2,010万円の追加など、合わせまして3,586万2,000円の追加。衛生費では、浄化槽設置整備事業288万円、飲用水施設整備事業93万円の追加など、合わせまして450万7,000円の追加。農林水産業費では、らんこし米普及事業委託料60万円、みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金157万4,000円など、合わせまして900万7,000円の追加。商工費では、会計年度任用職員報酬112万8,000円の追加。地域おこし協力隊助成事業補助金47万円など、合わせまして203万9,000円の追加。土木費では、町道除雪委託料1,557万5,000円の追加、排雪運搬委託料746万1,000円の追加など、合わせまして3,136万2,000円の追加。消防費では、羊蹄山ろく消防組合負担金36万7,000円を減額。教育費では、特別活動備品10万円、修繕料90万8,000円など、合わせまして215万3,000円の追加となり、歳出総額4億3,503万3,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、普通交付税2億8,518万3,000円の追加。持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金354万5,000円の追加。臨時財政対策債312万3,000円の減などを合わせまして、歳入総額4億3,503万3,000円を充当するものでございます。

議案第5号については、令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ214万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出については、修繕料、女子脱衣室上部換気修理が214万7,000円を追加するもので、歳入については、宿泊料214万7,000円を追加するものでございます。

議案第6号については、令和6年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ3万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、修繕料205万円の追加、水道メーター更新業務委託201万3,000円の減額など、合わせまして、歳出総額3万7,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、他会計補助金3万7,000円の追加をお願いするものでございます。

認定第1号から第10号については、令和5年度一般会計歳入歳出決算をはじめ、各特別会計の令和5年度歳入歳出決算につきまして、議会の認定に付するものでございます。

報告第1号は、健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、令和5年度決算に基づくそれぞれの比率について、監査委員の審査意見とともに御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5番金安議員、質問席へ着席願います。

5番金安議員。

○5番（金安英照） おはようございます。

金安です。よろしくお願いいたします。

私からは、マスコットキャラクターの活用について、町長にお伺いいたします。

以前より、本町のマスコットキャラクターのらぶちゃんについては、町で使用しているPRポスターや封筒、カードなどで活用されてきておりますが、イベントがあると着ぐるみが登場したりと幅広く貢献されてきておりますが、もっと活用できる場があるのではないかと感じております。

マスコットキャラクターの位置づけや町民とのつながり、新たな活用展開等について、どのようにお考えなのかを伺います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員のマスコットキャラクターの活用についての御質問にお答えをいたします。

自治体が地域おこしや特産品PRなどのために作ったマスコットキャラクターが全国的なブームとなって、ご当地キャラクターとも、またどこかユーモラスなキャラクターに思わず顔が緩んでしまう人も多いことから、ゆるキャラとも言われており、地域活性化に大いに貢献する成功例も出ているところでございます。

蘭越町マスコットキャラクターらぶちゃんについては、蘭越町を広く認知させることを目的として、平成8年にデザインと愛称を町民から公募した結果、当時の中学生2名の作品が選ばれ、蘭越のらと、こぶしのぶをとって、花と妖精をイメージしたらぶちゃんが誕生をいたしました。

以降、今日までの28年間、町民のみならず、多くの方々に機会あるごとに活用をいただいております。

さて、議員から、マスコットキャラクターの位置づけや町民との繋がり、新たな活用展開についての御質問でございますが、らぶちゃんは温泉、稲穂、スキーバージョンなど、バリエーションがあり、広報誌をはじめ、各団体の式典のしおりやラリーなどの各イベントプログラム、赤い羽根共同募金ピンバッチや、らぶちゃんクッキーなど、町民の方々に活用をいただいております。今年から道の駅ではらぶちゃんオリジナルステッカーも販売し、多くの方々にPRを行っているところでございます。

また、らぶちゃんの着ぐるみについては、毎年実施している陸上自衛隊倶知安駐屯地記念事業や、特急ニセコ号お出迎え事業など、各種イベントに参加しておりますが、本年は新たに来月開催される観光物産協会主催の新米まつりや、仁木町で開催されるしりべし秋の食まつりへの参加も決定しているところでございます。

今後も様々な活動に積極的に活躍していただくためにも、町内に周知をし、貸し出しを多くし、交通安全の啓発、さらには教育などにも活用を図っていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、蘭越町の知名度を高めるために誕生したマスコットキャラクターなので、議員のおっしゃるとおり、幅広く活躍ができる場を協議していきたいと考えております。

今後、町広報誌でのキャラクターの活用を増やすことや、温泉、稲穂、スキーバーションのほかに、蘭越町に特化したバリエーションを増やすなど、町民の方々や各団体などからより一層活用いただけるよう検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） ありがとうございます。

らぶちゃんホールって聞けば、町民の方はあそこかってわかると思うんですね。買い物行って、らぶちゃんカードありますかって言われたら、らぶちゃんカードって出しますよね。その認識っていうのは、もう28年経ってますから、皆さんわかっていたいると思うんですね。今度ね、認識から、次の新たな、新たなステージというかね、認識が今度、賛同というか、感情移入をね、町の皆さんがらぶちゃんにしてもらったらどうかなっていう思いでですね、ちょっと三つほど提案させていただきます。

一つ目はですね、勝手にタイトルつけてるんですけども、掛け合いのらぶちゃんということでですね、ここに予算概要書がございます。実に見やすく、丁寧な作り込みだなんて感じてるんですけども、例えば、こういう空いてるスペースとか、イラストが入ってるスペースが何か所かあるんですね。例えば、そういうところのスペースをですね、なんですか、合体させて、ちょっと広いスペースにしてですね、是非、らぶちゃんと掛け合いのできるね、行政に精通した、行政博士くんみたいなね、名前は何でなんでもいいんですけども、そういう何か解説員的なキャラクターをですね、是非、絵心のあつ方にですね、命を吹き込んでいただいて、紙面にてらぶちゃんとともに活躍していただきたいんですね。

こちらの予算概要書でありましたら、町の予算から、町の財政状況、それからぐるっと各課横断できますので、活字でももちろん十

分にいいんですけれども、そのポイントになるようなところはね、らぶちゃんがね、博士ね、博士、これどういうことなんですかなんて尋ねてですね、博士がそれはこうだよってその明瞭に答えてもらえるのなら、読まれる側もですね、合点がつくのではないかなって思うんですよね。

あと、先ほど言っていましたその町の広報誌ですとか、それから6月のね、定例会で佐々木議員がね、新エネルギービジョンを要約した小冊子の作成を提案しておりましたが、今後、そういう場面でも活躍してもらえないのではないかなって感じております。それが一点目です。

二つ目はですね、注意喚起のらぶちゃんって勝手にタイトルをつけてるんですけども、皆様の議席にですね、資料をつけさせていただきました。これは泊村の施策です。見てわかるとおり、この直線にすらっと看板が立ってるんですけども、直線距離は大体300mだそうです。どういうことかって言いますとですね、毎年、夏の時期になりますとですね、この直線にですね、びっちり迷惑駐車をされるそうなんです。そして、この迷惑駐車をした連中が、この海に潜って密漁するというんですね。そして散々騒いだあと、ごみはそのままにして帰る。そういう由々しき事態にですね、村の観光課が4年かけてですね、看板の数と距離を伸ばしていきましました。とうとうですね、昨年からここに停める車は1台もなくなりました。要は一掃できたということであります。

私はね、昨年12月に幽泉閣のね、路上駐車の件をやらせていただき、雪解けとともにですね、キッズゾーンとしてですね、早々看板を設置していただいて、その効果は、日中の迷惑駐車におきましてはね、激変しました。しかしながら、夜になりますると、いつもの光景になりますので、本当にその根絶やしをするのであれば、泊村の今のような取り組みのようなこともね、必要なかなって感じておりました。

最近、あの幽泉閣前にですね、新たに駐車禁止のコーンがですね、15個ぐらいすらっと等間隔でね、設置されたんですよね。その壮観さにですね、思わずこれならいけるんじゃないかって喜んでたんですけれども、一昨日はですね、時間差でやっぱり2、3台、夜ですね、停まってました。昨日は夜8時ぐらいにちょっと見てきたんで

すけども、昨日の夜は1台もなかったんですけれどもね、これからの効果といいましようかね、様子を見ながら、その効果に期待してるんですけれども、それでもね、これだけやってもね、その人たちのね、モラルに響かないのだからね、あとはもうね、らぶちゃんにお願いするしかないかなって思ってたんですよ。

例えば、キッズゾーンの、今、掲げられてるね、キッズゾーンの看板と看板の間にですね、先ほどのこの泊村のような看板をですね、挟んで、また、今、並べられておりますね、コーンのね、先端や間にこういうメッセージボードが何か載せれるというかね、こういうのありますけども、こういうものをですね、活用していただいてね、そこにね、らぶちゃんのイラストとともにね、一言戒めてもらいたいんですよ。らぶちゃんがね、ここに停めないでねなんてね、優しく言ったところでね、そんな効果なんてね、絶対ないと思いますから、それであつたらね、それであつたら、その子どもでもね、誰にでもね、わかるような、端的で少し刺さるような言葉、例えばですけど、恥ずかしくないのとか、自分だけはいいのとか、それからみんな見てるよとかね、そういう何か啓発も必要になってくるんじゃないかなって思います。1人で来てね、そこに停める人、それから、あるいは友人とかとね、来て、そこに停める人で停めたときにね、目の前にね、らぶちゃんがね、子どもでもわかるようこと書かれてあつたらね、それ言われて、それを見てどう思うかなっていうことです。そのマスコットキャラクターにまで言われてるんだよってことです。

今、そのコーンがどれほどになるのか、あの様子を見ながらですけれども、喉元過ぎた場合に活躍してもらうのが、このらぶちゃんの二つ目の提案、注意喚起のらぶちゃんになるのかなと考えております。

そして、三つ目はですね、エリア内のらぶちゃんって勝手にこのタイトルをつけたんですけれども、これは幽泉閣の続きになりますが、幽泉閣の入口の最初2台分、身障者用になってますよね。その隣の、3台分とか5台分ぐらいの場所にですね、らぶちゃんの看板を立てて、そこをそのらぶちゃんゾーンとしてね、例えば、その身障者ではないですけれども、その運転はできるけども、歩行に難がある、でも幽泉閣大好きだと、そういう人とか、それから小さいお子さん連れの方、本当に子ども抱えてぐるっと駐車場も歩くのがちょっと困難

かなってというような方とかですね、そういう方に対して、その町独自の専用帯としてね、設けてみてはいかがかなって思うんですよね

周知されて展開していけばね、これはほかの場所、屋内とかね、そういうところで本当、こういうらぶちゃんゾーンみたいなのが適用できるかなって考えておりますが、以上、掛け合いのらぶちゃん、注意喚起のらぶちゃん、エリア内のらぶちゃんと、3点提案させていただきましたが、町長の受け止め、お考えをお伺いいたします。

よろしく願いいたします

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の御質問にお答えします。

マスコットキャラクターの活用ということで、再質問で3点のらぶちゃんの方法があるのではないかという提案もさせていただきました。

議員御承知のとおり、らぶちゃんっていうのは、町の中で蘭越のらと、それからこぶしのぶをとって、らぶちゃんということで、そして、子どもたち、いろんな大人も含めて、夢を与えるっていうか、そういう妖精というイメージでね、作ったっていうのが、そもそもの部分でございます。その中で今、いろんならぶちゃんの部分も浸透しながらですね、いろんなところに使ってる現状があります。

最初に、掛け合いのらぶちゃんということで、議員からおっしゃった予算の一つは概要書、そういう部分にも活用してはという部分だったんです。実はですね、これ、予算概要書にらぶちゃんを活用してやったことがあります。これ、3年くらいですね、あいだ、続けたんです。あの説明するのがいろんな各課長のイメージをしたっていうか、そういうイメージの似顔絵で、こういうことはどうですか、それに対してらぶちゃんが回答するというかたちの中で予算の説明をした。これが、あの副町長が担当してた広報のときに、実は3年くらいやった部分があります。結構ですね、ボリュームが結構な部分になったという部分もありました。いろんな詳しい説明をする、そういう部分では非常に良かったのではないかなっていうのもあってですね、そういう事業も行ったんで、今言ってる部分では、その私は今の予算の中でですね、その活用ができる、そういう部分は十分内部

で検討して、できるところは進めていければいいなというふうに思っております。

それと、注意喚起のらぶちゃんの看板、これ、特に幽泉閣の部分ということです。議員からおっしゃっていただいたとおりですね、あそこの幽泉閣の前の町道の駐車、その部分をこれまでいろんな部分で行ったんですが、なかなか効果がなかったということで、キッズゾーンという部分を設けて、まず子どもたちが通る道路だということで、協力をお願いしたいと。そしたら、やはり昼間はなくなりましたね。私も見ました。夜になったらまた停めるんですね。それは、夜は子どもたちが歩かないからだろうというかたちで停めているという。それで、やはりこれではやっぱり効果がないなということで、ある町民の方々からの提案によって、先般からコーンを置いたってことです。あれに対しては、白線のところにコーンを設置することで、その中に外側に停めると、道路交通法の違反になるんですよ。ですから、あの部分については、やはり、私も先般、見てきましたが、効果があったなと思ってるんです。ただ、そこから外れたところに停めているんで、さっき議員がおっしゃったとおり、数台停めてたというのはあるんじゃないかなっていうふうに思ってます。

それで、そういう部分の中でね、キャラクターのらぶちゃんを使うというのも一つの提案ですが、らぶちゃんを、そしたら怒った顔にしてですね、どういようなそのイメージになるのかという部分もあるので、そのへんのところは十分、ちょっと内部で検討しながら、あのらぶちゃんのイメージというものをきちっと持ちながら、いろんな注意喚起をするということは、それは私も理解をできますが、あまりにもその怒ったらぶちゃんのイメージがどうなのかっていうのもちょっといろいろ検討しなきゃなんないかな。ただ、らぶちゃんが、そういうことをやめてくださいよというようお願いのね、そういうような部分の中では、私は効果があるんじゃないかなという部分もありますので、これについては、また、もう少し内部で検討したいなというふうに思っております。

それと、エリア内のらぶちゃんということで、これも幽泉閣の駐車場に絡めて御質問をいただきました。確かに、身障者のスペースは持っておりますが、議員おっしゃったとおり、お子さん連れの方々が駐車するとか、そういうような部分に配慮をした駐車スペースと

いうものは、私も理解するところです。そのようなところをどううまく駐車場に周知をしてできるかっていうことは、これも内部で検討したいなとは思っております。

あとは、こういうことをやってですね、これ、冬期間に今後どういうふうに持っていくかっていうのをですね、それも併せてこれから検討していかなきゃならないかなというふうに思ってるんです。あのコーンも冬期間だと置くわけにはいかないんですよ。除雪の体制とか、いろんなそういうのもありますので、やっぱり早めに周知をしてですね、あそこに置かないようになる、それとか、やっぱり駐車するにしても、いろんな方々に優しく、健全な人はやっぱり駐車場に停める、そういうように持っていくためには、やはりいろんな繰り返しの中でね、時間がかかるものではないかなというふうに思ってますので、議員の質問していただいた、らぶちゃんを三つのいろんな部分で活用するという部分については、私も理解をしているところでございますので、このへんのところは、内部でもう少し検討させて進めさせていただきたいと思っております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 町長、是非、御面倒かけますが、よろしく願いいたします。

らぶちゃんの顔の話になっちゃうんですけども、別に顔怒らなくてもですね、いつものらぶちゃんがピリッとね、恥ずかしくないのとかね、自分だけいいのとかね、いつものらぶちゃんと言うほうが、僕はなんかヒリヒリ感があるのかなと思ったりするので、いつものらぶちゃんでもいいんじゃないかな、なんかそういうイメージだったんですけど、そのへんも含めてよろしく願いいたします。

最後になりますが、今回のね、この質問に至ったきっかけはですね、全国の議員研修に行った際にですね、本町の財務諸表や評価シートなどを持参するのですが、その際、講師の先生からですね、本町が非常に健全であるってこと、それから成果表につきましてはですね、今までほかに見たことがない出来栄えと、えらく褒めていただきました。この先生はですね、元道庁の職員の方なんですけれども

蘭越町、僕、大好きでねみたいなそういう話から、そういうふうに見ていただいたんですけども、その先生がおっしゃるには、こういう日頃の積み重ねが、道や国への信頼関係に繋がっていきますよねと、ただ、地域の皆さんにね、そういうところをどう理解してもらおうかっていうのが、なかなか歯がゆいですよっていう、そのようなね、話が今回のね、発端にあります。町からはね、ちょっと自慢というか、プチ自慢じゃないですけどもね、したいようなことであっても、やっぱ手前味噌になってね、なかなか皆さんに言いづらいことや、それからこれは差し出がましいかなっていうようなこともね、ときとして、らぶちゃんや、先ほど言った博士がね、町のスポークスマン側としてね、安心を与えていいんじゃないか。また、あるときは、その地域住民の声を代弁者として啓発活動してくれてもいいんじゃないかっていう、そういう思いであります。

先ほどのね、幽泉閣の路上駐車じゃないですけども、これは人間同士がね、あんたここ恥ずかしくないのかなんてね、自分だけ許されるのかなんてやってしまえばね、本当にこれ、つかみ合いのね、喧嘩になってしまいます。先ほどのね、らぶちゃんのね、戒めの言葉、一言、一言は僕これ、町のね、皆さんの思いがね、総意としてね、凝縮されてると思うんですよ。その新たなコーンの設置の様子を見ながらですね、いつでも、僕はらぶちゃんにはね、スタンバイ願いたいなって思ってます。

また、最後のらぶちゃんゾーンなんですけども、これはこのエリアの中に来た人にはね、温かい優しさでね、らぶちゃんに包んでもらいたいなっていう思いがあります。偶像ですね。らぶちゃんは偶像ですし、メルヘンの世界で、ファンタジーの世界から来ていただいています。

時々に応じた事象にとらわれない立ち位置で、継続的な関心をこれからも引き付けてくれますよう、強く渴望します。年齢問わず、町の誰にでも愛され、慕われるキャラクターとして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったとおりですね、マスコットキャラクターってというのは、自治体にとって、なかなか行政からのイメージというか、いろんなことが伝わりにくい、そういうものをマスコットキャラクターを活用してですね、やっぱり良い、いろんなイメージを持って伝える。それが一つ、マスコットキャラクターを活用するですね、優良事例だというふうにも言われております。

ですから、私は、議員が今回提案していただいた部分の中で、さらに、今のらぶちゃんというものを活用してね、行政からのいろいろお知らせ、そういうものが町民、町外の方々に伝わりやすい、そういうような部分で、マスコットキャラクターを使うということは非常に良いことだというふうに思っております。

今のらぶちゃんもだいぶ年数も経ってきて、一度直したという部分もあったりですね、全国的にはいろんなキャラクターってというのが結構コンパクトになってきているというか、走りやすいとか、動きやすいとか、そういうようなものも出てきております。

ですから、今のらぶちゃんというイメージをね、壊さない部分の中で、やはり皆さんに3貸し出しをして利用できるような、そんならぶちゃんとかいろんな場でも活用できる。これはやはり広報等を通じていろんな場でらぶちゃんを使ってくださいと、今は温泉のイメージとか、稲穂のイメージとか、スキーのイメージとか、そういうのがありますが、それとは違うバージョンのらぶちゃんも、それぞれの部分の中で検討して使える、そんなようなPRも、是非、必要かなというふうに思っております。

非常に、蘭越町にとってのマスコットキャラクターらぶちゃんが果たしてきたいろんなこれまでのですね、ってというか、非常に私は効果があるし、町民に浸透はしてると思います。

ですから、議員がおっしゃった新たならぶちゃん、その活用方法については、是非、内部でも検討して進めるところは進めてまいりたいということで、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、金安議員の質問を終わります。  
次に、2番北山議員、質問席へ着席願います。  
2番北山議員。

○2番（北山正一） 2番北山です。

私からは水稲有機栽培の推進についてを、町長に質問させていただきます。

本町の基幹産業である稲作において、全国的にも有機栽培の取組が重要になってきております。

これまでの農業者や町、関係機関の努力をもって、美味しいお米の町として認知度は上がってきているところですが、その先へ進むために、ほかの産地よりも早く有機栽培米は必要不可欠であると考えております。

昨年 の 定例会 において も とりあげられて おりますが、 今後の 取組 について お伺い いたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 北山議員の水稲有機栽培の推進についての御質問にお答えをいたします。

有機栽培については、令和5年第2回定例会、令和6年第1回定例会においても一般質問をいただいております。改めて議員の皆さんの関心の高さを認識するとともに、有機栽培の取組が重要になっているとの考えは、私も同じでございます。

有機栽培については、収量が少なく、生産コストが高い。病虫害や雑草の管理作業が膨大である。JAS認定取得の煩雑さ、大規模化しにくいなどの高いハードルがございます。

一方、有機栽培に取り組むメリットを申し上げますと、JAS認証の証明により、環境保護への貢献、健康へ信頼性が得られ、それらが今後、消費者に強く求められる想定とされ、その結果、市場での差別化と価格化、価格プレミアムが生じ、一層のブランド化と激しい他産地との競争に有利に働くものと考えております。

全国における有機農業の取組は、2022年度から始まった観光農業からの転換を支援するみどりの食料システム戦略推進交付金に

より、同年度で3万300ヘクタールと、前年度から3,700ヘクタール増えており、国は2050年度までに100万ヘクタール、耕地面積の約25%に増やすことを目標に掲げております。農業生産者の大きな流れの一つになると考えているところでございます。

町内の有機栽培における取組ですが、町内生産者で構成するやすらぎと癒しの里会員42名が、環境保全型農業直接支払の交付金を受けて、そのメニューの一つとして、有機栽培の取組を進めております。

6年度の作付予定で、畑作1件、1ヘクタール、水稻5件10.3ヘクタールとなっております。

有機JAS取得については、2年間の転換期間が必要になりますが、水稻5件のうち、取得済みが1件、転換期間1年目が3件、2年目が1件という状況でございます。

また、先ほど申し上げました、みどりの食料システム戦略推進交付金において、転換期間初年度に反当たり2万円の有機転換支援を受けられ、今年度、水稻畑作、施設園芸を合わせて6件、7.9ヘクタールを申請しているところでございます。

その一方で、今年2月には、森ノ醸造所建設発表の中で、有機栽培のななつぼしを原料にとされたのを受けて、同社北原代表と農林水産課により、やすらぎと癒しの里の会員を中心とした生産者に6月20日、原料調達説明会を開催し、水稻有機栽培への取組を促したところ、先ほど申し上げた方のほかに数名が検討していると伺っているところでございます。

今後の取り組みですが、有機栽培は、生産者に明確な経営方針と強い覚悟が必要であると考えております。

冒頭申し上げた国の目標と現在の取組面積に開きがあるのも、人手不足、栽培管理の苦勞を理由に面積を縮小したいとする生産者が一定数いるとされております。

有機栽培による生産物の付加価値を考慮してもなお、取組への困難さから敬遠する生産者が多い中で、失敗を恐れずに果敢に挑戦する生産者も少しずつ現れております。

他に誇れるブランド米らんこし米の地位を不動なものとする一つの方法として、安全なお米を提供しようという生産者の志を無にしないよう、栽培を進める中で直面する課題解決にどのような支援が

必要なのか。また、有機栽培の施策を生産者や関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。  
以上です。

○議長（熊谷雅幸） 北山議員。

○2番（北山正一） 前向きな回答をありがとうございます。

これからの本町稲作を支える若い農業者の皆さんにお話を伺いました。

有機栽培には興味があり、高収益を上げるためには必要な栽培方法であると認識しているようです。

しかしながら、一步を踏み出せずにいるのは、水田の除草作業、草取りですね、除草作業であるとのことでした。機械除草でなければ、収益の上がる面積に取り組みないということでした。

今現在も活躍しているラジコンヘリ防除研究会という団体がありますが、発足当時は、免許取得やラジコンヘリに町の補助をいただいて船出しましたが、今現在では年間延べ1,000町歩もの面積を請け負って防除し、ほぼ独自で運営しているそうです。委託をした農業者は、空いた時間でトマトやメロンなどを栽培しております。

規模拡大や基盤整備による負担を強いられている中で、1戸の農業者で、水田除草機械を導入し、有機栽培に取り組むことに躊躇することは当然だろうと思います。

ラジコンヘリと同様に、1台あればたくさんのほ場を機械除草できることから、本町でも組織されつつある有機栽培の団体へのサポートが、取組面積の拡大に繋がることと思います。

基盤整備事業をはじめ、たくさんの農業助成をされている状況ですが、金町長のお考えを再度お願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 北山議員の再質問にお答えします。

有機栽培っていう部分からいくとですね、化学肥料、農薬を使わないということなんで、安心感があって、安心して食べられる食品を購入したいという消費者の心理、そういう部分に非常にマッチし

てるんではないかなというふうに思ってます。

今、議員がおっしゃった雑草の管理、これが大変だということで、機械に対して、町がそういういろんな支援などはどうかという再質問だったと思います。

私のほうも担当のほうでちょっと調べさせたところですね、その除草機っていう、これは大体金額にして200万前後っていうふうに担当のほうから説明を受けております。これ200万ですから、かなり高額な部分になるなというふうに思ってます。

ラジコンヘリも一時、大体200万くらいとか、一時5～600万だね、今はもう1,000万以上するというような部分ですが、200万前後と、非常に生産者の負担軽減を図るという部分からいったらですね、効果があるんじゃないかというところですよ。

その中で、非常に、今、国においても、いろんな制度があるというふうに担当のほうからも話があります。

一つであれば、産地生産基盤パワーアップ事業という事業があって、その中では条件があるんですが、機械導入の支援を受けることが可能だということと併せて、担い手確保、経営強化支援事業、これは50%、さらには農地利用効率化支援交付金、これは30%、そういうですね、制度があるというふうなことも担当のほうから伺っておりますので、今、議員がおっしゃった、やっぱりこれから有機を取り進めたい、そういう方々のね、お話、それを内部でも十分聞いて、そして制度的な、まず国の支援が受けられる、そういうような条件に、皆さんがやっていけるのか、そういうこともお話ししながらですね、取り進めていきたいなというふうに考えております。

町で一気に単費でっていうような部分もあるかもしれませんが、どれだけの方が、今、どういう状況で進めるかということも、担当のほうでも十分ですね、話を聞いて、そして国の支援で、さらには町のどういうような支援、そういうものを、是非、検討していければなっているというふうに考えているところです。

いずれにしても、有機栽培、今の慣行、栽培、有機栽培、この二つをですね、一つの蘭越のブランド化ということの中で進めていくということは、今後必要ではあるというふうに考えております。

そのために、有機栽培のリスク、それをですね、起こしてまでも頑張ると、そういう生産者の方々に町がどれだけのいろんな情報提供、

支援ができるか、十分、内部で生産者の話を聞きながら進めてまいりたいなというふうに考えております。御理解をください。

○議長（熊谷雅幸） 北山議員。

○2番（北山正一） 回答ありがとうございます。

今、金町長よりお答えいただきました、数々の道や国の事業があるということだったんですけども、もちろん承知の上で、若い皆さんともお話すんですけども、やはり、どの補助事業についても、事業拡大であるとか、経営拡大であるとか、いろいろな条件、ポイントがつかなければ、つけなければ出せないよというような事業がかなり多いと思います。その負担について、やっぱり若い人たちは、躊躇するんだろうなというところもあります。

そのあたりについてもちょっと町長のお答えをお聞きしたいと思えます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） お答えします。

今、国もね、有機農業を推進するということ、そういう政策を打ち出してらんで、今、担当課長のほうから、実はちょっとお話を伺った部分なんですけど、有機農業を進める部分の中では、やはり特別枠のそういう交付金があるということのようです。

ですから、議員がおっしゃった、その方々がどれだけその組織を作って、どれだけ事業を行うのか、そういう部分をきちっと担当のほうとも話を聞いてですね、その中で、今、国の特別枠があるんであれば、そういう中で該当になるのか、さらには道ですね、今、単独の交付金って、政策交付金とかいろいろあるんですよ。そういう部分の中にも該当にならないのか。そのどうしてもならないという部分に対して、町がどれだけ、そしたら支援がやっつけられるのかという部分の中でですね、きちっと生産者の話を聞いた中で、私は判断していきたいなというふうに考えております。

有機の必要性は十分理解をしておりますし、大変な作業の中で行わなければならないということもありますので、十分、担当のほう

にその方々と話をした中で進めたいなと思っております。

繰り返しになりますが、そういう制度を活用した中で行っていき  
たいというふうに考えております。

御理解をください

○議長（熊谷雅幸） 北山議員。

○2番（北山正一） 本町の有機栽培取組の促進を、是非、よろしく  
お願いいたします。質問は以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の御質問にお答えします。

非常に時代の流れという部分の中で、有機栽培を行うということが  
必要です。答弁にもお話をさせていただいた森ノ醸造所、その中  
でも有機栽培を使ったななつぼしで、是非、蘭越発のお酒をですね、  
作って発信したいという部分も出ております。企業の誘致という部  
分からいって、私はその森ノ醸造所が建設されていることを大変嬉  
しく思いますし、生産者の協力のもとにね、そして有機栽培ででき  
たお酒が蘭越から発信させる。それは非常にありがたいことだと思  
ってます。そのために、生産者も協力体制をしてくれてる、これは十  
分、理解をしているところですので、今後の有機栽培について、十分  
担当課とも協議しながらですね、生産者がいろんな部分での要望、  
意見、そういうのを聞き取りながら事業を進めてまいりたいという  
ふうに考えております。

御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、北山議員の質問を終わります。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 次に、8番赤石議員、質問席へ着席願います。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） 私から1点お伺いいたします。

豊国東道道343号線改良工事の今後の見通しについてお伺いいたします。

この件については、以前よりお聞きしていますが、いまだに進展しておりません。

現在、豊国東には2戸の住人がおり、5件の農家が通って農作業を行っていますが、非常に危険な道路です。

町として北海道へ働きかけをいただいて、1日も早く安心して通える道路にしてほしいと思いますが、現在の状況、今後の見通し等についてお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の豊国東道道343号線改良工事の今後の見通しについての御質問にお答えをいたします。

道道343号線蘭越二セコ倶知安線については、蘭越町字豊国の道道229号北尻別蘭越停車場線交点から、倶知安町南11条東1丁目、国道5号交点を結ぶ総延長28kmの一般道道で、昭和36年3月に路線認可がされ、供用されておりますが、本町の豊国・黄金の区間が未開通となっております。

さて、議員から道道343号線改良工事の現在の状況と、今後の見通し等についての御質問ですが、当該路線の一部、豊国から豊国東までの区間におきましては、急傾斜地と尻別川に挟まれた幅員4mの1車線の狭隘区間が1,100m続き、車両の往来に支障があり、特に農業機械を積載した貨物車両の通行に大きな影響を及ぼしております。

また、異常気象等で連続する降雨が80ミリを超えた場合、土砂崩落、地滑り、落石が懸念されるため、通行止めの規制が行われるほか、積雪期は著しく通行性が低下するなど、地域住民や産業活動に差し障りが生じることから、町といたしましても、車両が安全かつ円滑に通行できるよう、当該区間の道路改良について、道路管理者である小樽建設管理部に平成15年に要望を行っており、現在も後

志総合開発期成会を通じて、道路改良工事の早期推進について、毎年北海道に要望を行っている状況です。

現在の状況についてですが、小樽建設管理部においても、住民生活や産業活動のみならず、防災上の観点からも、道路改良の必要性は十分認識されております。

平成25年度以降、道路改良工事に向けた各種の環境調査等が段階的に実施され、平成30年度は、現道の拡幅に莫大な経費がかかるために、新道路を整備して二つの橋りょうを繋ぐ案が町に示されております。

特に、令和4年度においては、関係者協議が整わず中止となりましたが、町内において工事説明会の開催が計画され、また、交付金による事業化も申請中で、橋りょう詳細設計や工事用道路設計も令和5年度に予定したいと伺っていたところですが、いずれも事業化が叶わず、現在に至っているところです。

今後の見通しについてですが、本年3月に国が尻別川水系河川整備計画を変更し、この計画に基づく尻別川の河道の線形改良等が今後想定されることから、現在計画されております新道路の整備は不透明な状況であり、今後は現道の雪崩や落雪等に対する安全対策も含めながら検討をしてみたいと、小樽建設管理部の担当者より確認をしているところです。

いずれにしても、議員おっしゃるとおり、2戸の住民が居住し、5件の農家が耕作のために利用する当該区間の道路改良工事の早期推進は、長年にわたる町の重要課題でありますので、今後もあらゆる機会を通じ、関係機関に要望してまいりますとともに、現道の安全対策、維持補修等に関しましても、必要に応じ、個別に要望してまいりますと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） ありがとうございます。

本当に、町長も知っておられるように、すごい危険な道路なんですよね。片や崖で、片やは川ですよね。道幅も狭いから交差するのも非常に危険です。農業機械を搬送するのに、農業者は非常にもう危

険を伴って、もう大変な思いをしているんですけど、令和4年でしたかね、ちょっとあの川のほうから橋ができるような話もあったんですけどね、それもいまだに進展されてないんですけど、そういう点について、何かお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の再試問にお答えします。

議員おっしゃったとおりですね、今、国、北海道のほうを通じて、いろいろ案が示されて、そして、今の中では新道ということで、議員がおっしゃったとおり、今、豊国から行って、道路が今、ちょうど古くなる、切れるあたり、あれから橋をかけて、一旦、川を渡って、そこから道路をまたつけて、さらに橋をもう一つつけて、今、住居、住んでいる、あの近くに移動するという、二つの橋りょうを道路です。建設したいという話を、実は、道のほうから、町のほうにも説明を受けたんです。

それに基づいて、今、設計等、いろいろ行うというふうな話があったんですが、結果的にですね、それが今、止まっているというような状況の中では、先ほどお話しました尻別川の、実は、改修計画、それがあつたんです。それは今、河口のほうから進めてますが、拡幅をします。その拡幅によって、流量をスムーズに、河口口に流すという、その計画のもとに、徐々に上流の方に向かってその計画で工事が進めていくということも伺っているんです。

ですから、その状況と合わせながら、今のツーウェイ、2普通橋りょうをどうしていくのかという、その二つの協議を進めていかなければならないというのが、道の考え方です。

私のほうとしては、あそこ非常に、議員おっしゃるとおり、私も何回も通りますので、危ないというのは認識しています。特に、落石とかね、冬場の場合なんかも、本当にあの、いつ何どき事故が起きたりとか、あつてはならないし、災害あつたら、あそこ通行止めになるんですよね。

ですから、やっぱりその部分からいったら1日も早く工事を推進してもらいたいということで、毎年期成会要望の中に入れながら、事業を要請をしております。

ただ、そういう理由も治水計画の中であるということなので、そのへんのところは十分話を聞いてですね、そして今、現道の中でね、何か改修しながらやっていける、維持管理を含めて安全対策を取ることがないのか、そのへんのところは個別の要望なんかで進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、今、あそこの豊国のところを河道で広くしております。そのへんの事業が、徐々に上のほうにいくという計画なんです。その計画を見ながら、今の橋りょうの構造とか、計画がその部分でいいのかどうか、そういうのも、道のほうでは検討しながら進めていきたいというのは、今の考え方でございますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） 今、町長、言われたように、川の工事を優先してってということで、そうしたら今、通ってる農業者は高齢化していきます。だんだんね。後継者もいて、若い人方もやってるんですけどね、1日も早く、もうそのうちに、あそこに道路が良くなる前にもうできなくなるっていうね、高齢化でね、何年もそれ要望してきている道路なんですよね。あそこはね。それなので、川の工事、下流のほうからやってきて、あそこまで到達するっていったって、1年やそこらでできないと思うんですよね。そのうち農業者は年をいきます。年老いてしまいます。

そういうことで、危険にさらされながら農業経営をされていますしね、そして何年、令和4年か3年か、土砂崩れがあって、通行止めになったら、迂回路ですね、旭台のほう通ってね、それも道幅が狭いし、曲がりくねった道路、そこを通ってやってきてるんですよね。

そういう非常に、それこそ難問の多い道路だし、あそこの東、豊国東の方たちは、そういう面で非常に危険にさらされながら苦勞して農業経営をされているっていうことをね、考えて、1日も早く、町として北海道のほうに強く要望していただきたいんですけど、その点でもう一言、お願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

町のほうとしては、実は、単独要望、さらにですね、実は毎年、期成会の要望っていうのをやってるんですが、そのほかに2回、担当者レベルの社会資本整備推進協議会っていうのがあって、その中でも早期に行ってほしいっていう要請はしてるんです。やはり、その内容が、そこに通ってる人方とか、そういうところに伝わらないと、なかなか今どうなってるのかっていう部分がありますので、そういう今の現状とかね、そういうものが道のほうからきちっとこういう計画でいるとか、説明会的なものができるのかどうか、そういうのは、実は、町のほうからも、今、議員から質問がありましたのでね、お話をしてみたいなというふうには思っております。

いずれにしても、非常に、私もあそこは危険な道道だということは十分認識しておりますので、その間、道としてできることがないのかっていうことも併せた中で要望していききたいなというふうに考えておりますので、まず一つは、住民が不安になって通行しているという現状と、それと、もう何年もかかっている、そういうような部分の中で、道として、今、その維持管理を含めてできること、さらには住民説明会含めてそういうものが可能なのかどうか、そういうのを道のほうと打ち合わせをしていききたいというふうに思ってます。

御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） あの、その2か所の橋りょうですか、橋ができるっていうことは、また白紙に戻して、現在の道路を改良をするっていう話になってるんでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 質問にお答えします。

まだそこまで決定はされておりません。今の中では、そのツ一橋りょうの中で行いたい。いろんな国道から行ったらどうかとか、い

ろんな案あって、今、このツー橋りょうというのが落ち着いていってるところなんです。

ですから、今のここをベースとしながら、尻別川の治水計画、その拡幅、そういうものを見据えた水量とか、そういうものを出して、上部の上流のほうにですね、工事を進めていかなければならないので、その部分と合わせた今の考えているツー橋りょうが適正なのかどうかというの道は道のほうで検討しているということですので、その現状がどうなのかというの、私どももきちっと確認をさせますしね、今後の状況としてはどうなるんだと、今、議員からおっしゃったとおりしたら、今のツー橋りょうが白紙で、全く違うところから行くのか、そういうようなこともきちっと確認した部分で地域の人方に説明できる、そんなような体制をきちっと取りたいなと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） ありがとうございます。

もうなんせみんな高齢化してきているし、せっかく若い後継者もね、通って農業をされているのでね、みんなが安心して農作業に携われるような、そういうふうにして、町のほうでももっとやいのやいのと道のほうに要請していただければ幸いと思います。やっぱり、ああいうね、農業者も一生懸命やられているしね、住民でも、結局ね、通行止めかかったら、ぐるっと山回って旭台に抜けてっていうのも非常に時間的にもね、あれですし、本当に危険な道路ですので、何とか1日も早く直してもらえるようにまた運動していただきたいと思えます。

私の質問は終わります。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

議員おっしゃってるとおり、私もあそこの道路の危険性は十分認識をしているところです。町のほうとして、繰り返しになりますが、毎年要請を行うとともに、担当レベルの中でも強く要請を行って

るところです。

ですから、その中で、今、何がですね、どういう現状かっていうのをきちっと、まず住民に知ってもらう、こういうようなことだったというのを、きちっと聞いて、広報等かそういうのでお知らせする方法もあるでしょうし、今できる、安全性を保つためにね、今の維持補修の関係の中でどういうことをやってもらいたいとかですね、そういうものもきちっと町のほうとしても、道のほうに言える、そういうような体制で取り組んでまいります。

議員がおっしゃってるとおり、1日も早くあそこが新道になって通行できる、これも私も願っているところでございますので、努力してまいりますというふうに思います。

御理解ください

○議長（熊谷雅幸） これをもって、赤石議員の質問を終わります。  
これにて、一般質問を終了します。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、同意第1号及び同意第2号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま一括上程されました同意1号及び同意第2号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

任命の同意を求める教育委員会委員につきましては、蘭越町字大谷611番地、西澤雅明さん、71歳、蘭越町字大谷291番地4、高橋浩之さん、58歳であります。

西澤さんは、平成16年10月23日から教育委員として5期務められております。

高橋さんは、令和2年10月23日から教育委員として1期務められております。

お二人とも、地域の信望も厚く、人格が高潔であり、教育に関する識見を有されている方で、蘭越町教育委員会委員として、議会の同

意をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、御同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

同意第1号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第1号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

同意第2号蘭越町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてこれより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第2号蘭越町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第2号はこれに同意することに決定しました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第6、同意第3号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第3号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

本審査委員会は、地方税法の定めに基づき、固定資産評価に関する納税者の不服を審査、決定するために設置をされております。

委員の任期については3年でございます、現在3人の委員が選任されております。

今回、選任同意をお願いします委員につきましては、蘭越町蘭越町854番地9、田端雅彦さん、69歳であります。

これまで1期3年、委員をお願いしておりまして、9月27日の任期満了による再任をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

田端さんは、役場奉職中に税務課固定資産係長を経験しており、固定資産全般に詳しく、知識と経験が豊富で、広く社会の実情に精通し、退職後は福祉事業に従事され、地域の信望も厚い方でありますので、地方税法の規定に基づき、固定資産評価審査委員会の委員として選任いただきたくお願いするものでございます。

以上、御同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略します。

これより、同意第3号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号はこれに同意することに決定いたしました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第7、同意第4号後志公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長(金秀行) ただいま上程されました、同意第4号後志公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くことになっており、当該公平委員会には3名の委員が選任されております。

今回、10月31日に任期満了を迎える倶知安町南9条西1丁目3番地5、藤田榮二さん、75歳でございますが、後志町村会より再任の推薦がございまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

以上、御同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(熊谷雅幸) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略します。

これより、同意第4号後志公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号はこれに同意することに決定いたしました。

ここで、昼食のため、休憩いたします。

再開は13時といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議案第1号蘭越町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法等の一部を改正する法律及びマイナンバー法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止されることに伴い、必要な改正を行うものです。

それでは、参考資料①を御覧願います。

新旧対照表により、御説明申し上げます。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

現行の健康保険証が廃止されることに伴い、第7条中、被保険者証又は組合員証及びを削るものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年12月2日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） この条例案につきまして、反対の立場から若干説明をいただきたいと思います。

いわゆるマイナンバーカードの健康保険版、紐付き条例の改定でございます。これはほかにですね、今は提出されないので、条例化されてる、例えば、健康保険の上乗せ横出しの町の単費で応援してる分の健康保険との関わりの中で、ほかにもまだあるのかないのかってというのが、思いつくものはたくさんあるんですけど、条例化しているものが対象になると思うんですが、このほかにないのかどうか、そのことがまず一点と。それからですね、町長の執政なんですけど、国論が二分していると、マイナンバーカードを健康保険に紐付きにするっていうことについては、窓口の経費や混乱、そのほかで今の政権政党の自民党の総裁選挙でも、話題に上って議論になっていると。立憲民主党は反対の立場を明確にしていると、それから普及率も、今のところ、12月にどのくらいに見込まれるのか、蘭越町はどの程度なのか、そのことも併せて伺いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいまの柳谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、このマイナンバー法に関わるものにつきましては、今回、条例に記載されているものについては、この後の議案第2号でもまた上程させていただきますけれども、そういったところで、今回の蘭越町に関わる部分につきましては、この2本の条例、保険証として明記している部分につきましては、この2本の条例という扱いになります。

二つ目のマイナ保険証についてなんですが、今、国民健康保険の分だけだというところになりますけれども、蘭越町では、今、国民健康保険7月末現在ですけれども、1,221人の加入者がおりまして、そのうちマイナ保険証の登録が815名、で、そのうち利用されている方が182名となっております。これは7月の末の段階の数字でございます。国のほうにつきましては、後期高齢ですとか、社会保険、それから共済組合等の全部を含めてということですが、全体で利用率としては9.9%、蘭越町は国保だけなんですけれども、利用率としては、現在登録されてる方で考えますと、14.9%の利用率となっております。

また、一定数やはりマイナ保険証に切り替えたくないという方、また、切り替えられない方、もちろんマイナンバーカード自体をお作りにならない方もいらっしゃいますので、そういった方に対しましては、資格証を12月以降も、現行国民健康保険証が、今、8月に新しいものが配られましたけれども、そちらで保険証の配布は、国民健康保険証、それから後期高齢者の保険証につきましては、今回が最後の交付でございます。この後12月以降につきましては再交付を含めまして、この後は資格証ということで発行されるようになります。そちらのほうは御希望に合わせて、都度、発行して対応してまいりたいと思っておりますので、マイナ保険証の利用をしたくないという方につきましては、そういったかたちで対応していくように進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 19.9%ということでございます。

まず、そうですね、町長に答弁をお願いできればと思うんですが、国論が二つに分かれている。これはもう定着したって考えるのか、分かれているっていうふうに考えるのかですね。例えば、もう一つだけ疑問伺いたいと思うんですが、ワクチンの治験薬をテストするときにはですね、患者のリストをマイナンバーカードで活用するっていう、そういう話を聞くんですけども、これはですね、本人の病歴やいろんなものが公開される、公開されるというのが、一部ですけど、わかってしまうと。本人のプライバシーのその原点みたいなところが非常に危惧されると、侵されるんじゃないかと、それは単にカード化することによって、例えば、名前出すのはあれでしょうけども、ネットの何ですか、グーグルだとか、早い話が全てそういう情報に晒されると。これは戸籍に侵入した場合ですね、離婚歴だとか、それから全部それが犯罪歴だとか全部公になる。懲役以上のものについては公になるということになるわけで、そのカード社会の危険性っていうものを熟知した上で、医療関係の問題だけでない合意の形成っていうのがもっと時間が必要なんじゃないかって、私はそういうふうに考えていたわけですけども、今回、国ではそういう方向で進めるってことは、これは法律ができたわけですから、自治体もやるかやらない

かは自治体の考えかもしれないけど、町民の不利益を考え、現状での不利益を考えれば、特別ないにも関わらず、この資格者証を発行しながらフォローしていくということで、これからやっていけるのかどうかですね、十分見通しが立つのかとか、国の方針に従って市町村がやらなきゃならないというのは十分わかるんですけども、非常に無理があると。率直な町長の意見を聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

今回の条例の一部改正という部分については、国の制度に基づいてこれを行ったというふうについては、御理解願いたいというふうに思っております。

ただ、マイナンバーカードの普及率も含めながらですね、それをやるかやらないかっていうのはやっぱり本人の、やっぱりその持っているですね、その自由っていうものはあると思います。ですから、それをやらなかった、それをマイナンバーカードとして利用されない方については、受給者証をといて、そういう部分も考えておりますので、私としては今回、国の制度に基づいてこのような条例改正をお願いするとともに、今後ですね、マイナンバーカードを活用しないという方は、受給者証ですから、そのへんのところが、どれだけの人数がまたいて、そしてその中で、今回、これからやっていく部分の中で不利益とかいろいろなそういうものが起こるのか、まずそこをですね、制度的なものを改正しながら、状況を見た中で、何かかなり町民に不利益があるとかですね、そういうふうになるような部分については、内部でも十分検討しながら、町としてどういうふうな対応をとっていくかということは検討したいなというふうには考えておりますが、私としては、まず、条例改正という国の制度に基づいた部分をやって、そして、さらにそれが紐づけではなくて、やらない方については受給者証ということも発行して、医療については、その部分に行き受ける、そういう体制はとってるということですので、これは行っていきたいというふうに思ってます。

それと併せて、先ほど議員がおっしゃった、マイナンバーカードによってですね、いろんな公開されるという部分がありますが、このへんについては、医療に関しては、ワクチンとかそういう部分については、非常

に、それをやることによって安全性を確保するというのと、よく言われるのは、救急のときにですね、履歴がそういうので判明すれば、その部分の中でより措置もですね、しやすくなるというような話もされる場合がありますので、そのへんのところは一概に全てが駄目だっていうようなことではないのではないかなというふうに私は考えてます。

いずれにしても、いろんな弊害が出る、そういうような状況については、十分その状況を見ながら、私は対応を図っていきたいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 次の議案も関係あるんですけど、次の議案は、次の議案のときに述べたいと思います。

昭和22年に現在の地方自治法が施行されたわけですけども、そのときの一番の行政マンとしてどういうまちをつくるんだ、行政組織を作るんだという議論、国会の議論を、私何かの本で読んだことあるんですが、行政は簡素簡明にすべきというのが一番の雁木であると。今はですね、様々な分野でどんどん複雑になっていって、末端の役場の職員は、自分は一体何のために、住民のために働きたいって役場に入ったのかわからなくなって疲れ果ててしまうというそういう時代なんですね。医療の分野でも、次の議案の話、ちょっとしたんですけど、後の議案は蒸し返せないけど、関係あるので若干触れることにもなるかと思うんですが、この二度手間をですね、資格者証やるからいいんじゃないかとおっしゃるけども、この二度手間をね、やっぱり医療機関の窓口でも、役場の窓口でも、給付等、徴収をやる役場の窓口でも、その二度手間、三度手間がかかると、これは完全にね、国の行政運営の責任の問題ですよ。私はいい迷惑だと町長は声を上げるべきだというふうに思うんですね。便利さは拭

えないと思います。それは様々な利点があるわけですから。でも、個人情報、どんなにブロックされて持ち出せないようになってても、ケアレスミスを含めてですね、それが漏えいする危険性ってというのは、一番漏えいを免れる方法というのは、私は情報を分散させることだというふうに思うんですね。それは行政組織のやっぱり民主主義で一番の基本になるんじゃないかというふうに思っています。

以上、かいつまんで反対の理由を申し上げましたが、この条例案に対しては私は反対させていただきます。

○議長（熊谷雅幸） はい。次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なしということで、ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第2号蘭越町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律、マイナンバー法等の一部を改正する法律及びマイナンバー法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止されることに伴い、必要な改正を行うものでございます。

それでは、参考資料②を御覧ください。

新旧対照表により、御説明申し上げます。

改正箇所にはアンダーラインを引いております。

現行の健康保険証が廃止されることに伴い、第7条中、被保険者証又は組合員証及びを削るものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年12月2日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） これは障害を持ってる方、例えば、話すことができない方とか、目が不自由な方とか、様々な障害を持った方がいらっしゃると思うんですが、カード1枚でそれが全部わかるというふうに捉えていいんでしょうか。それで、こういう改定になったのかということなんでしょうか、

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） 柳谷議員の御質問に答えさせていただきたいと思います。

そうですね、こちらにつきましては、重度心身障害者ということで、身体障害者手帳の等級でいいますと、1級もしくは2級、内部障害、内臓の障害ですね、そちらでいきますと3級まで。または視覚ですとか聴覚、肢体不自由、そういったところにつきましては1級、2級の手帳をお持ちの方が重度心身障害者ということになります。あとは、療育手帳のA、

それから精神障害者手帳の1級という方も含まれてという方々が対象になってきます。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 9番柳谷です。

これも二度手間、三度手間、行政を複雑にする窓口手続きを複雑にして、個人のプライバシーを侵害する、そういうやっぱり性格の変更だと思っています。やっぱり、外国に行くんでもやっぱりカード社会が一般的ですね。でもカード社会とはいえ、明治新政府以来、旅券発行されてると思うんですが、旅券のようなそのカードとはまたこれ、マイナンバーカードっていうのは完全に違う性格を持っていると。旅券の1ページ目には、我が国の大事な国民をお宅の国に、あなたの国に旅行させるからよろしく庇護してくれって書いてるんですよ。たったそれだけのことなんですよ。ところが、具体的にはありとあらゆる分野で、これは医療費の提案ですけども、ありとあらゆる分野で個人のプライバシーをあからさまにして、ネット社会の中で放り込むということですね。一見便利に見えるけども、何かあったときは、やはり情報がさらされると、悪用される可能性もあるという部分ですね。地方からの分権っていうのが、平成14年の一括法で私も関わったんですけども、やっぱり国からの様々な権限の委譲をされて、社会が動いて、20数年経ってるわけですけど、この情報を一元化するっていうことの危うさっていうのはですね、今一度、これはおそらく皆さんの賛成で通ると思いますが、私どもの住んでる蘭越でも、それは注意していかなきゃならないんじゃないかと。

以上、反対の理由です。

○議長（熊谷雅幸） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長(熊谷雅幸)** 日程第10、議案第3号蘭越町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

**○住民福祉課長(福原明美)** ただいま上程されました、議案第3号蘭越町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例につきましては、マイナ保険証等を医療機関に提示することにより、受給資格証を提示する必要がないことから関連条文を削除し、合わせて、助成申請を保護義務者だけではなく、助成対象者も行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料③を御覧ください。

新旧対照表により、御説明申し上げます。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

第6条及び第7条を削り、第8条から第15条までを2条ずつ繰り上げます。

第6条中、保護義務者の次に、又は対象者を加え、前条の規定により「、」を削ります。

第7条第1項中、保護義務者の次に、又は対象者を加えます。

第8条中、受給資格者を、対象者に改め、保護義務者は「、」を削りま

す。

第9条及び第12条中、受給資格者を、対象者に改めます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 前条の討論にならって、反対の立場で意思表示をいたします。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第11、議案第4号令和6年度蘭越町一

般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第4号令和6年度蘭越町一般会計補正予算第4号につきまして御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は78億871万6,000円で、歳入歳出それぞれ4億3,503万3,000円を追加し、82億4,374万9,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、地方債の補正ですが、変更で、第2表地方債補正によるものです。のちほど御説明いたします。

なお、今回の補正予算で、児童手当法等の改正により、本年10月から児童手当の支給要件等が拡充されることに伴いまして、職員の児童手当の補正も行っておりますが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、人件費の3節職員手当等につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御

説明いたします。10ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額33万円。12委託料33万円。行政法律相談業務委託料で、近年、職員の法律的な専門知識が求められる場面が増える中で、町が直面する様々な法律問題や外部からの過剰要求等に対する窓口対応、また職員の法務行政の効率化や専門性を図るため、専門的な知識と経験を持つ弁護士へ相談支援業務を委託するものです。

5目企画費、補正額60万円。18負担金補助及び交付金60万円。住宅エコ化支援事業補助金で、当初予算で6件分の申請を見込んでおりましたが、申請件数の増加により、追加の補正をお願いするものです。

16目財政調整基金費、補正額3億4,000万円。24積立金3億4,000万円。前年度繰越金、普通交付税、臨時財政対策債の確

定により、財政調整基金に3億4,000万円を積み立てさせていただくものです。

これにより、財政調整基金の残高は14億9,272万8,000円となり、一般会計における基金残高は46億6,361万3,000円となります。

17目地熱開発蒸気噴出事故対策費、補正額950万円。特定財源のその他950万円は、蒸気噴出対策経費負担金です。11役務費950万円。水質検査手数料で、昆布、蘭越地区浄水場の原水を定期的に検査するため、10月から12月分までの検査費用として、950万円の補正をお願いするものです。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費、補正額4万円。3は説明を省略します。次のページになります。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額16万円。特定財源のその他16万円は、地域福祉基金指定寄附金です。24積立金16万円。地域福祉基金積立金で、3件の寄附がありましたので、積み立てさせていただくものです。

2目国民年金費、補正額4万円。3は説明を省略します。

6目自立支援給付措置費、補正額538万9,000円。特定財源の国道支出金221万5,000円は、自立支援給付負担金です。19扶助費295万6,000円。補装具費給付で、電動車いすの給付者の増加によるものです。22償還金利子及び割引料243万3,000円。障害者医療費負担金返還金27万4,000円。障害者自立支援給付費負担金返還金203万5,000円。障害児入所給付費負担金返還金12万4,000円で、いずれも令和5年度の事業実績に基づき、国及び道へ返還するものです。

10目介護保険事業費補正額2万円。3は説明を省略します。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額3,025万3,000円。特定財源の国道支出金983万9,000円は、児童手当負担金で、その他の10万円は、子ども・子育て基金指定寄附金です。3は説明を省略します。19扶助費965万円。児童手当で、国の児童手当法の改正を含む子ども・子育て支援法等の一部改正により、児童を養育する保護者に支給されております児童手当について、本年10月から支給要件、支給年齢、支給額等の拡充に伴い、追加補正をお願いするものです。12ページにまいります。2

2 償還金利子及び割引料 30万3,000円。子どものための教育・保育給付費負担金返還金 24万9,000円から、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金返還金 8,000円まで、いずれも前年度実績に基づき、国及び道へ返還するものです。24 積立金 2,010万円。子ども・子育て基金積立金で、1件の寄附がありましたので、積み立てさせていただくもの 10万円と、前年度繰越金、普通交付税等の確定により 2,000万円を積み立てさせていただくものです。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、補正額 16万円。3 は説明を省略します。

4 款衛生費 2 項清掃費 3 目浄化槽整備費、補正額 338万円。18 負担金補助及び交付金 338万円。浄化槽設置整備事業補助金 288万円、浄化槽排水設備改造資金補助金 50万円で、いずれも補助申請件数の増加によるものです。次のページにまいります。

4 款衛生費 3 項上水道費 1 目飲用水施設整備費、補正額 96万7,000円。18 負担金補助及び交付金 93万円。飲用水施設整備事業補助金で、飲用水施設整備事業補助金交付要綱に基づき、自家用井戸の設置申請が 1 件ありましたので、補正をお願いするものです。27 繰出金 3万7,000円。簡易水道事業会計繰出金で、漏水修理に伴う繰出金です。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費、補正額 571万9,000円。特定財源の国道支出金 511万9,000円は、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金 354万5,000円と、みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金 157万4,000円です。12 委託料 60万円。らんこし米普及事業委託料で、らんこし米及びふるさと納税のPRを目的としたANAライブショッピングへの実施に当たって、委託料の追加補正をお願いするものです。18 負担金補助及び交付金 511万9,000円。持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金 354万5,000円は、畑作産地における病害抑制と生産拡大の両立等を支援するもので、実施主体となる蘭越町畑作組合が、国からの事業採択を受けましたので、補助するものです。次のみどりの食料システム戦略総合対策事業補助金 157万4,000円は、観光農業から有機農業へ新たに転換する農業者 6 名が、国からの事業採択を受けましたので、補助するもの

です。

6目ほ場整備事業費、補正額308万2,000円。農家負担の軽減対策に伴う受益者負担率及び事業費の変更に係る補正になります。特定財源の国道支出金40万7,000円は、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金と、中心経営体農地集積促進事業補助金です。地方債の160万円は、目名一期地区ほか3地区の道営農地整備事業債です。その他90万1,000円は、目名一期地区ほか3地区の道営農地整備事業分担金と、中心経営体農地集積促進事業分担金です。18負担金補助及び交付金308万2,000円。負担金として、北海道土地改良事業団体連合会1万円の減。14ページにまいります。目名一期地区道営農地整備事業225万円、名駒地区道営農地整備事業62万5,000円で、いずれも事業費の変更によるものです。次に、交付金として、目名一期地区中心経営体農地集積促進事業1万1,000円から、名駒地区中心経営体農地集積促進事業3万7,000円の減まで、こちらも事業費の変更によるものです。

10目多面的機能支払事業費、補正額20万6,000円。特定財源のその他27万5,000円は、多面的機能支払事務交付金返還金です。22償還金利子及び割引料20万6,000円。多面的機能支払事務交付金返還金で、目名地区資源保全隊ほか4地区の活動組織へ交付された補助金につきまして、交付対象面積の減少に伴い遡及返還が生じたため、補正をお願いするものです。

12目研修農場費、節間の移動になります。8旅費33万4,000円。職員旅費で、蘭越産の薬草を使ったジュースやトニックウォーター、ビールなどの出店、商談のため、大阪で開催される食品展示会フーデックスin関西への参加に係る職員出張旅費をお願いするものです。10需用費71万2,000円の減。消耗品費で、薬草の試供品の製造を取りやめたことによるものです。11役務費17万1,000円。次のページになります。食品飲料展示会参加手数料で、フーデックスin関西への出店ブース費用の補正をお願いするものです。13使用料及び賃借料20万7,000円。除雪機械等借り上げ料で、食品展示用の冷蔵庫、テーブル等の備品借上料です。

7款商工費 1項商工費 4目観光費、補正額203万9,000円。特定財源のその他10万9,000円は、社会保険料です。1

報酬 1 1 2 万 8, 0 0 0 円。会計年度任用職員報酬で、地場産業振興加工センターの業務に従事する地域おこし協力隊員 1 名の募集申し込みを受け、選考審査の結果、採用に至りましたので、1 0 月から 6 か月分の報酬をお願いするものです。3、4 は説明を省略いたします。8 旅費 5 万 1, 0 0 0 円。地域おこし協力隊員 1 名の通勤に係る費用弁償を 2 万 6, 0 0 0 円と、旅費 2 万 5, 0 0 0 円です。1 0 需用費 3 万円。消耗品費です。1 6 ページにまいります。1 8 負担金補助及び交付金 4 7 万円。地域おこし協力隊員助成事業補助金で、地域おこし協力隊員 1 名分の住宅料、通信費、自動車借上料、自己研鑽研修費を助成するものです。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 2 目道路維持費、補正額 2 0 7 万 9, 0 0 0 円。1 0 需用費 2 0 7 万 9, 0 0 0 円。修繕料で、町道トンカラ清水線ほか、破損しているガードケーブルの修復費用をお願いするものです。

6 目除雪費、補正額 2, 6 2 9 万 9, 0 0 0 円。7 報償費 3 9 万 9, 0 0 0 円の減。除雪作業員謝礼で、蘭越あけぼの線ほかの歩道除雪につきまして、今年度購入の小型ロータリーによる歩道除雪業務を委託するに当たって、報償費を減額し、委託料での予算計上をお願いするものです。1 0 需用費 5 8 万 2, 0 0 0 円。修繕料で、重機車両のタイヤ・ドーザから水漏れが生じ、今シーズンの排雪業務に支障をきたすことから、ラジエーターユニットの交換修理をお願いするものです。1 2 委託料 2, 6 1 1 万 6, 0 0 0 円。町道除雪委託料 1, 5 5 7 万 5, 0 0 0 円。排雪運搬委託料 7 4 6 万 1, 0 0 0 円は、労務単価、機械損料、燃料単価等の上昇により、予算に不足が生じることから、追加補正をお願いするものです。次の歩道除雪委託料 3 0 8 万円は、先ほど、報償費で説明させていただきましたが、蘭越あけぼの線ほかの歩道除雪業務を委託させていただくものです。次のページになります。

8 款土木費 4 項住宅費 1 目公営住宅管理費、補正額 6 4 万 4, 0 0 0 円。3 は説明を省略します。1 1 役務費 2 6 万 4, 0 0 0 円。樹木伐採手数料で、高校通り第 3 団地敷地内に支障となる樹木が複数あることから、伐採費用の補正をお願いするものです。

2 目町営住宅管理費、補正額 2 0 7 万 9, 0 0 0 円。1 0 需用費 3 7 万円。修繕料で、公宅の電気設備及び水回り等の修理費用をお願

いするものです。11 役務費 61万6,000円。樹木伐採手数料で、目名及び三和教職員住宅敷地内に支障となる樹木が複数あることから、伐採費用の補正をお願いするものです。15 原材料費 109万3,000円。町直営の営繕作業で、公宅の床の全面改修に当たって、土台となるタルキ及び床板等の補修材料を購入させていただくものです。

8 款土木費 5 項都市計画費 1 目公園管理費、補正額 26万1,000円。10 需用費 3万5,000円。消耗品費です。11 役務費 22万6,000円。開基100年の森標柱設置作業手数料で、平成11年に建立した昆布開基100年の森公園の標柱でございますが、経年劣化により腐食が進み、倒壊の危険性もあることから、標柱の原木は南しりべし森林組合から寄贈を受けまして、これを設置するための費用をお願いするものです。18 ページにまいります。

9 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費、補正額 36万7,000円の減。18 負担金補助及び交付金 36万7,000円の減。羊蹄山ろく消防組合負担金で、繰越金の確定等による共通経費負担金の減で、詳細につきましては、参考資料④に記載しております。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費、補正額 104万5,000円。17 備品購入費 104万5,000円。昆布小学校で使用している除雪機を更新するもので、現行の除雪機は、平成3年度に購入以降、32年が経過し、故障と機能低下により、除雪作業に支障をきたしていることから、新たに購入させていただくものです。

2 目教育振興費、補正額 10万円。特定財源のその他 10万円は、子ども・子育て基金繰入金です。17 備品購入費 10万円。町内の法人1社から昆布小学校へ指定寄附があり、その用途について昆布小学校と協議いたしまして、特別活動備品として紅白の大玉を購入いたしたく、補正をお願いするものです。

10 款教育費 4 項社会教育費 1 目社会教育総務費、補正額 10万円。3 は説明を省略します。

10 款教育費 5 項保健体育費 3 目学校給食センター費、補正額 90万8,000円。10 需用費 90万8,000円。修繕料でスプーン洗浄機付浸漬装置が劣化等により故障のため、コンベアチェーン、プレート、ルール等の交換修理をお願いするものです。

続いて、歳入に戻ります。6 ページを御覧願います。

12款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税、補正額2億8,518万3,000円。1地方交付税2億8,518万3,000円。普通交付税の確定により追加するものです。

14款分担金及び負担金、次のページになります。16款国庫支出金、17款道支出金、8ページにまいります。19款寄附金、20款繰入金は説明を省略します。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額1億2,264万8,000円。1繰越金1億2,264万8,000円。前年度繰越金です。

22款諸収入は説明を省略します。次のページになります。

23款町債 1項町債 4目農林水産業債は説明を省略します。

8目臨時財政対策債、補正額312万3,000円の減。1臨時財政対策債312万3,000円の減です。

次に、3ページを御覧願います。

第2表地方債補正につきまして、御説明いたします。

変更で、起債の目的は、公共事業等債で、目名一期地区道営農地整備事業ほか3地区の地方債を変更するもので、補正前の限度額は560万円でしたが、160万円を追加し、720万円とするものです。

次に、臨時財政対策債ですが、補正前の限度額は1,000万円でしたが、312万3,000円を減額し、687万7,000円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 前年度決算の繰越分といいますか、3億4,000万財調積立、計上になってるんですが、これは決算の黒字分が6億8,00

0万あったって意味なんですか。半額を貯金するっていうふうに私は捉えていて、あとは補正予算の財源とするという考え方なんです。前年度の黒字額っていうのはいくら。明後日、議論があると思うんですが、この数字をどういうふうに捉えておりますか。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の決算でございますが、実質収支額、いわゆる翌年度繰り越すべき財源を除く余剰金でございますが、3億7,810万5,000円でございます。今、柳谷議員おっしゃってる2分の1の考え方ですけども、これの2分の1でいうと、1億8,910万円、これ以上、財調に積みればよろしいかなというふうに考えておりますけれども、今回ですね、この繰越金等含めまして、普通交付税の余剰金2億8,518万3,000円、そして繰越金の、今回の補正額を含めた剰余額がですね、4億7,796万4,000円。これが合わせた余剰金となっております。そのうち3億6,000万円を、3億6,000万円を積み立てるもので、財政調整基金に3億4,000万、子ども・子育て基金に2,000万円というような振り分けで、残りの金額については、今後の事業補正等の考え方で留保させていただくものというふうに考えておりますので御理解願います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） ちょっと疑問が生じました。

交付税の余剰分っていう話があったんですが、その内容っていいですか、趣旨といいですか、今まであんまり聞いたことはないんですけど、ちょっとその説明をお願いできますか。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 交付税の余剰分というかですね、予算で現況予算交付税26億8,000万円、これが当初予算で計上されている部分で

す。それは8月の行政報告のときにも御説明させていただきました。決算額で29億6,518万3,000円、これが普通交付税の今年度の決算となりましたので、その差し引き2億8,518万3,000円、この分がいわゆる余剰といいますかですね、多く入ってきた分というふうに考えておりますので、この分と繰越金を含めて基金に積むという考え方でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

18ページの教育費について、ちょっとお伺いします。

学校管理費の備品購入費ということで、先ほど説明ありましたが、昆布小学校ということで、平成3年に購入した32年経過したということで、大変長く大事に使っていたというふうに思っております。それで、担当の事情としてはやはり機能が低下しているということで、かなり更新していただきたいということを伺っておりました。それで今回、更新していただけるということで大変ありがたく思っているんですが、この馬力っていうかですね、どのぐらいのものを見込んでいるのか。そして前年度よりもやっぱりアップしたそういう除雪機の購入を見込んでいるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） この度、昆布小学校に導入を予定しております除雪機でございますけれども、予定しておりますのは、現在あるものと同程度の13馬力程度のものを想定しております。学校とも協議をいたしまして、この程度のものが欲しいということで、この予算を措置させていただいているところでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 前と同じような13馬力ということで、それで学校の

ほうとですね、利用されてるといふか、使用されてる方のそういうような意見を踏まえた中で同等ということで、決定されたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） はい。学校とも十分協議をいたしまして、このサイズにさせていただきました。現在、昆布小学校にいる職員が女性の職員ということもありまして、あまり大きいのだと扱いにくいということもあるというふうに聞きましたので、現在と同等程度のものということで、この機械を措置させていただきました。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1 番佐々木議員。

○1 番（佐々木雄三） 2 点ほど質疑させていただきます。

10 ページの 1、一般管理費の行政法律相談業務委託料について、聞かせていただきます。こちら、この秋からの、来年春までの金額で 33 万円ということなのか、また令和 7 年度以降、もし、今後もしこういった部分で委託をするのであれば、その場合の年額がいくらぐらいなのかを教えてくださいたいと思います。

また 2 点目ですが、14 ページ、研修農場費の消耗品費、こちら 71 万 2,000 円を減額の理由として、試供品の取り止めということだったんですが、この後、食品飲料展示会参加をするのであれば、試供品がむしろいるんじゃないかなと思うんですが、取り止めたのはなぜなのか。例えば、ストックが十分にあるから、もしくは原材料が何なのか、そういった部分をわかる範囲で教えてくださいたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 佐々木議員の 1 点目の、行政法律相談業務委託についてお答えします。

今回、この委託に当たってはですね、目的が大きく分けて二つござい

ます。

まず、一つ目がですね、新しい法律、規則がいろいろ施行される中で、各部署では様々な事案に迅速かつ適切に判断して、法令に基づき対応しなければなりません。例えば、法令解釈のチェック、契約書の作成や見直し、また開示請求に係る文書の処理など多岐に渡って事務レベルのですね、そういった業務がございます。こういった法的な事務運用を、各担当者がですね、弁護士さんへメールで直接問い合わせさせていただいて、そこからその助言やですね、法令情報の提供、また、必要に応じては、その中身を弁護士さんにチェックしてもらって、町が適切な法令運用を行えるように、そういったようなサポートをいただくものでございます。

2点目ですけども、これは外部から、いわゆる過剰要求や行政トラブルに対応いただくもので、例えば、窓口の案件で、町の適正な対応を持ってですね、解決以上の時間を要して、過剰な対応を迫られたり、また町が応じられない内容を長く要求するなど、様々な場面があります。こういった対応の窓口となる職員の業務量と、精神的負担を軽減するためにですね、専門的な知識と経験を持つ弁護士さんが案件を限定した中でですね、直接窓口となっていただいで対応していただくものでございます。

それで、委託費用については月額5万5,000円。その10月から6か月分、今回計上させていただきまして、次年度令和7年度についても同じような契約をさせていただこうと思っております。

ちなみに、札幌弁護士会所属のですね、ニセコに営業所を構えている弁護士法人でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 研修農場費の需用費、消耗品の減についてお答えいたします。

これにつきましては、試供品なんですけども、あのジンだとか、それからティーだとか、ビールだとか、しそジュースだとか、そういうものですね、十分在庫ありますので、それらの数量、減しまして、今回、フードックス in 関西ですか、こちらのほうに出店するということで、そのですね、職員の旅費をですね、捻出するためにですね、消耗品のほう調整したということでございます。

○議長（熊谷雅幸） 1 番佐々木議員。

○1 番（佐々木雄三） そうですね、消耗品費の予算削減に関しては、理解しました。

また、10ページのこちら行政法律相談業務委託料こちらに関しても、2点の大きな目的のための予算というかたちで、もちろんこれは、職員の負担がやっぱり減るということは間違いなく大事なことですし、今後そういった住民からの問い合わせであったり、そういう窓口業務というのは大変難しいものになってくると思うので、こういった部分を積極的に利用していくのがいいと思いますので、前向きに検討してもらえばと思います。ありがとうございます。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

10 番永井議員。

○10 番（永井浩） 10 番です。

ちょっとごめんなさい。わからなかったんだけど、今、柳谷議員からも質問ありました地方交付税と、それから繰越金で3億何千万、3億なんぼですかね、300なんぼかな。それから子ども・子育てのほうに2,000万ということなんですが、先ほど3億7,100万何がしが繰越金でありますよと。それで、そこから約、何ぼでしたか、3億4,000万と2,000万で3億6,000万貯金しますよということでした。総務課長、例えば、今2分の1、3億7,000万のうち2分の1貯金するのかっていう話をしたら、半分貯金したらですね、1億8,500万と、2億8,500万で4億7,000万ぐらいになるんですけども、貯金予定がね、基金予定が、今現在、そこから全部引いたわけじゃないけ3億6,000万になるように、半分から充当して、今回3億6,000万の支出を組んでますよってということになりますよね。今度、残った2分の1の残った分は、まだ手持ちであるということ考えていいのか。そして、今後、それはどういうふうにですね、使って、明後日からの決算特別委員会で発表されるのかと思いますが、残ってる分はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 永井議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、まず、実質収支繰越財源を除く実質的な黒字というか、繰越金、純繰越金が3億7,810万5,000円、これが繰越金の余剰金となります。今日現在で、この9月定例会の、今日現在のこの繰越金を投入した後の繰越金の現計予算については、1億8,220万1,000円でございますので、これを差し引いた繰越金の留保額が1億9,590万4,000円、今日現在、この補正後で終わった分になります。そして、先ほど普通交付税の留保分2億8,518万3,000円、それから臨時財政対策債の先ほどの減額分312万3,000円、これの総計が余剰金として4億7,796万4,000円ということになります。そして、先ほどのちょっと2分の1の考え方については、ここで地方財政法の中で、先ほどの実質収支の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるか、もしくは地方債償還財源の確保のために充てるかといった部分でございますので、先ほどの2分の1でいうと1億8,910万円以上は財政調整基金に充てるのが好ましいというような答えでございます。

それで、ちょっと繰り返しになりますけども4億7,796万4,000円のうち、実際にこれからこの定例会補正後にですね、投資するであろう財源、いわゆる建物設備、車両、住宅等の緊急修繕、例えばこれらが2,000万程度、除雪機械の借り上げ、それから過疎債ソフト分の上限の充当分だとか、補助金等々の充当減分、あと、その他単独事業、河川、道路等々合わせますと、今現在で約1億1,000万ぐらい留保しなければ、ちょっと3月までなかなか運営は難しいかなというふうに考えておりました。

それで、先ほどの4億7,000万から、この今後予定される1億1,000万円を差し引きますと、大体3億6,000万ぐらいになりまして、この3億6,000万を、まず財政調整基金に3億4,000万入れさせてもらって、子ども・子育て基金に2,000万と、そこでちょっと振り分けさせてもらってます。取り崩しの関係等もありますので、そのへんも加味しながら、当初予算の取り崩しですね、そこと加味しながら、財調と子ども・子育て基金に振り分けさせていただいております。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号令和6年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は、14時20分といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第5号令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第5号令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は3億2,111万1,000円でございます。この総額に214万7,000円を追加いたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,325万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 2目財産管理費、補正額214万7,000円。10需用費214万7,000円の追加。修繕料で、女性脱衣室天井裏に熱気を逃がすための換気扇が、劣化等により故障したため、女子脱衣室上部換気扇交換修理及び脱衣室吹板窓周りのコーキング等の修繕の補正をお願いするものです。

続いて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

1款事業収入 1項事業収入 1目事業収入、補正額214万7,000円。1宿泊料214万7,000円の追加。宿泊料です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第13、議案第6号令和6年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第6号令和6年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、令和6年度蘭越町簡易水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款簡易水道事業収益 第2項営業外収益、既決予定額4,687万7,000円に、今回の補正予定額3万7,000円を追加し、4,691万4,000円とし、簡易水道事業収益の合計を1億3,656万5,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款簡易水道事業費用 第1項営業費用、既決予定額1億6,640万3,000円に、今回の補正予定額205万円を追加いたしまして、1億6,845万3,000円とし、簡易水道事業費用の合計を1億7,202万8,000円に改めるものです。

第3条は、令和6年度蘭越町簡易水道事業会計予算第4条で定めました資本的支出の予定額を補正するもので、第1款資本的支出 第1項建設改良費、既決予定額7,669万8,000円から201万3,000円を減額し、7,468万5,000円とし、資本的支出の合計を1億2,827万5,000円に改めるものです。

なお、第3条の条文で記載しておりますとおり、予算第4条中、資本的支出に対する資本的収入の不足額3,950万5,000円を、3,749万2,000円に改め、補填財源として記載しております過年度分損益勘定留保資金973万円を、1,867万7,000円に、消費税の資本的収支における調整額703万2,000円を、684万9,000円に、また、当年度損益勘定留保資金2,274万3,000円を、1,196万6,000円に、それぞれ改めるものです。

第4条は、予算第10条に定めました一般会計から補助を受ける金額5,343万6,000円に、3万7,000円を追加いたしまして、5,347万3,000円に改めるものです。

それでは、7ページの補正予算明細書を御覧願います。

はじめに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入です。

1款簡易水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計補助金、補正予定額3万7,000円。1節他会計補助金3万7,000円の追加をお願いするものです。

次に支出です。

1款簡易水道事業費用 1項営業費用 1目配水及び給水費、補正予定額205万円。18節修繕料205万円の追加をお願いするもので、今回の補正につきましては、漏水が発生した際の復旧など、水道施設の修繕費用に不足が生じることから補正をお願いするものです。

次のページになります。

資本的支出です。

1款資本的支出 1項建設改良費 1目建設改良費、補正予定額201万3,000円の減。15節委託料201万3,000円の減。水道メーター更新業務委託で、執行残です。

なお、2ページの実施計画につきましては、ただいま補正予算明細書で説明いたしましたので、省略させていただきます。

また、4ページから6ページにつきましては、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表を添付させていただいておりますので、のちほど御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号令和6年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第14、認定第1号から認定第10号まで、令和5年度蘭越町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、各公営企業会計決算の認定について一括議題といたします。

向山監査委員から決算審査の報告を求めます。

向山監査委員。

○監査委員(向山博) ただいま、議長より報告を求められました決算審査意見につきまして、御報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長から提出された令和5年度蘭越町一般会計、各特別会計、各公営企業会計に係る歳入歳出決算等について、令和6年8月9日から23日までの実質6日間、坪田前監査委員とともに審査を実施しました。

審査に当たっては、決算書に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類などにより照査検討を行った結果、決算は計数的に正確であり、内容などについても適正であると認められます。

雇用、所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復が続くことが期待されていますが、物価の際限ない上昇などは、町民の生活にも多大な影響をもたらしていることから、第6次蘭越町総合計画を基軸とした各種政策を着実に推進するとと

もに、耀きのまちが進展するよう努めていただきたい。

終わりになりますが、決算審査に当たって、関係書類の整備が適切になされていたことについて、各関係職員の御努力に敬意を表します。

以上、簡単ではございますが、決算審査報告といたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって監査委員からの決算審査の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の正副委員長の選出は、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 選考委員長から選考結果の報告を願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 選考委員長を引き受けました柳谷でございます。

選考の結果をお知らせいたします。

委員長は10番永井浩議員、副委員長は6番向山博議員を選考いたしましたので、報告をいたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りいたします。

ただいまの選考委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長には10番永井議員、副委員長には6番向山議員と決定いたしました。

なお、決算特別委員会の日程につきましては、19日、午前10時から開催いたしますので、お知らせいたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第15、意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） ただいま上程されました、意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、御説明申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史や気候などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解消し、食や観光に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時、災害時を問わない安定した物流や観光を支える道路ネットワークが必要不可欠ですが、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保するため、国においては、次の1番、新たな財源の創設及び必要な予算を確

保することから、次のページになりますが、6番、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のための人員体制の充実強化を図ることまで、六つの項目について、特段の措置を講ずるよう強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

よろしく御審議いただき、採択されますようお願い申し上げます。  
以上です。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書案を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決定いたしました。

午後 2時41分 延会